

令和6年度

札幌市特別職報酬等審議会

議 事 録

日 時：2024年11月8日（金）午前9時00分開会

場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（保木職員部長） 皆様、おはようございます。

定刻でございますので、ただいまから、札幌市特別職報酬等審議会を開会させていただきます。

私は、この審議会の事務局を務めさせていただきます、札幌市総務局職員部長の保木と申します。会長が選出されるまでの間、私のほうで進行役を務めさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

初めに、審議会委員の委嘱状でございますが、あらかじめ、皆様のお手元にお配りしておりますので、ご了承いただきたいと思います。

では、開会に当たりまして、秋元市長からご挨拶を申し上げます。

○秋元市長 おはようございます。市長の秋元でございます。

皆様には、大変お忙しい中にもかかわらず、当審議会の委員にご就任をいただきまして誠にありがとうございます。改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

この特別職報酬等審議会でございますけれども、条例に基づいて設置をされているところでございまして、議会の議員報酬、それから、市長、副市長の給料の額につきまして、市内の各種団体、分野を代表される方々に幅広くご意見をいただくために、設置をし、開催させていただくものでございます。

今回、審議会を開催させていただきますのは、平成28年に行われました前々回の審議会におきまして、特別職の任期は4年でございますけれども、少なくともこの4年の任期の間に一度はこの審議をいただくということ、このことを附帯意見としていただいたところでございます。

そのこともございまして、現時点での他都市での状況、あるいは、本市職員の一般職の給与改定の状況等も踏まえまして、特別職の報酬や給料の額が適切かどうかということをご審議いただくものでございます。

何卒、皆様方には忌憚のないご意見を頂戴できますことを、お願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（保木職員部長） 続きまして、事務局から委員の皆様の紹介を五十音順にて行いたいと存じます。

札幌商工会議所副会頭 大槻 博 様でございます。

北海道大学法学研究科教授 岸本 太樹 様でございます。

連合北海道札幌地区連合会会長代行 坂本 哲也 様でございます。

谷口雅子公認会計士事務所 谷口 雅子 様でございます。

桜花法律事務所弁護士 段林 君子 様でございます。

北海道新聞社専務取締役 間瀬 達哉 様でございます。

札幌消費者協会会長 渡辺 裕子 様でございます。

以上、7名の皆様です。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

総務局長の山本でございます。

総務局職員部勤労課長の中村でございます。

そのほか、財政局、議会事務局の職員も同席しております。

2. 会長の選出等

○事務局（保木職員部長） 続きまして、この審議会の運営方法につきましてご説明を申し上げます。

お手元にお配りしております資料の1ページでございます、札幌市特別職報酬等審議会条例が設置根拠となっております。

第4条の規定によりまして、この審議会に会長を置くこととなっております。

会長につきましては、委員の互選により定めることとなっておりますので、これにつきまして、ご意見ございませんでしょうか。

○坂本委員 会長については、従来から審議会において学識経験者に務めていただくことで、公正、円滑な審議が行われていると伺っておりますので、岸本委員にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

[委員の同意あり]

○事務局（保木職員部長） ありがとうございます。

坂本委員から岸本委員のご推薦がありましたので、岸本委員にお願いしたいと思えます。岸本委員、お願いできますでしょうか。

○岸本委員 はい。

○事務局（保木職員部長） それでは、会長を岸本委員にお願いしたいと存じます。岸本会長は、中央の会長席へお移りいただきたいと思えます。

〔会長は所定の席に着く〕

○事務局（保木職員部長） それでは、岸本会長にご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○岸本会長 ありがとうございます。ただいま会長に選出していただきました岸本でございます。

慎重かつ公正に議事を進めてまいりたいと思っております。委員の皆様方には、円滑な審議の進行に、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。ただ、ご忌憚のない意見をいただき、活発に議論したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3. 諮問書の手交

○事務局（保木職員部長） ありがとうございます。

続きまして、ここで市長から会長へ諮問書をお渡し申し上げます。

〔市長から会長に諮問書を手交〕

○事務局（保木職員部長） 大変恐縮ではございますが、市長は、次の予定がございますので、ここで退席をさせていただきます。

〔秋元市長は退席〕

4. 協議事項

○事務局（保木職員部長） それでは、この後の議事運営につきましては、岸本会長にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○岸本会長 はい。それではまず、審議に先立ちまして、今後の進め方を皆様方にお諮り申し上げたいと思います。

会議録は事務局が作成し、後日、委員の皆様方に配付されるようお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔委員の同意あり〕

第2に、審議会の公開についてでございます。

本日の審議会につきましては、公開となっております、会議録につきましても、後日、市のホームページにおいて公開することにいたしますが、以上の内容について、ご了解をいただけますでしょうか。

〔委員の同意あり〕

○岸本会長 よろしいですか、ありがとうございます。

5. 資料説明

○岸本会長 それでは、今回の審議につきまして、事務局から一括してご説明のほどお願いいたします。

○事務局（中村勤労課長） はい、勤労課長 中村でございます。今回の審議につきまして資料の説明をさせていただきます。

まず、お手元でございますA3横のファイルをお開きください。めくっていきますと表紙、目次、その次からページ番号を振っております。

まず、1ページ目ですけれども、1ページ目はこの審議会の設置根拠となる札幌市特別職報酬等審議会条例になってございます。

続いて、2ページ目をご覧ください。

こちらは、札幌市職員の一般職の給与改定率、特別職の報酬等の改定経過となっております。

一番上の表は、本市一般職の給与改定の推移でございます。

中段の表は、市長、議長などの特別職に関するものでございますが、ご覧いただいておりますとおり、平成4年12月を最後に改定しておりません。

下段のグラフは、一般職と特別職の改定率について対比をしたものでございます。

一般職、特別職とも平成4年を100と設定し、一般職については、毎年の給与改定率を累計したものでございます。一般職の給与は、平成13年まではプラス改定が続き、最高で107.6まで上昇しましたが、その後、マイナス改定又は据置きが続いたことで、昨年度までは平成4年比で100.5となっております。

また、去る9月20日に札幌市の人事委員会勧告がございまして、本市職員と民間事業所の給与較差は2.86%であり、仮に勧告どおりに給与改定がなされた場合には、平成4年比で103.4となることとなります。

特別職の報酬等については、毎年細かく改定をする性格のものではないということから、一般職の給与改定率の累計が10%、つまり、指数で言いますと110を超えた場合に改定を行ってまいりました。このグラフの中では、昭和63年、平成4年に、その水準に到達をしたことから、ともに引上げを行ったということになってございます。

なお、これ以降の資料に記載しております給料、報酬額等は、全て各自治体の条例本則

の額となっており、自治体によっては市長の意向などによって独自に給料額を削減しているところもございますけれども、この審議会でご議論いただくのは、あくまで条例本則の額となっており、それに揃えております。ご了承ください。

続いて1枚おめくりいただいて3ページ目でございます。3ページ目は、政令指定都市の市長、副市長の給料月額を高い順に並べたものでございます。

右側の表、令和6年4月時点では、札幌市は、政令市20都市中、人口規模では上から4番目ですけれども、市長の給料は10位、副市長は9位となっております。

続いて4ページ目でございます。4ページ目は、同様の比較を議員報酬について行ったものでございます。

右側の令和6年4月時点では、議長の報酬が9位、副議長が8位、議員が8位となっております。

繰り返しになりますが、人口は政令市の中で4位と、比較的上位に位置しておりますが、特別職報酬等の水準は真ん中程度に位置しているということがわかるかと思っております。

続いて5ページ目でございます。5ページ目は、平成17年から現在までの20年間における各政令指定都市の市長の給料の改定推移となっております。

グラフの左端で申し上げますと、下から3番目、濃い赤色の線が札幌市でございます。平成4年から現在まで改定がございませんので、このグラフは一直線となっております。こちらのグラフで、各市の動向が視覚的にご確認をいただけるものと思っております。

続いて6ページ目でございます。6ページ目は、政令指定都市とその所在道府県の特別職職員の給料等を比較したものでございます。

北海道、札幌市を例にしますと、北海道知事の給料138万円に対して、札幌市長の給料は128万円、知事から見ると93%の水準にあることを示しているものでございます。

他の都市を見てみますと、仙台市は県知事と同額、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、こちらについては県知事、府知事を上回る額となっております。ただ、その他の市は市議会議員の報酬も含めて、県知事、府知事よりもやや低い水準となっているところが大半でございます。

続いて、7ページ目でございます。7ページ目は、市長、副市長の年間給与でございます。

給料と地域手当、夏・冬の年2回支給される期末手当、そして1期4年で支給される退

職手当を1年の年額に換算をした額、これらの合計を高い順に並べたものでございます。

札幌市については、市長は第11位、副市長も同じく第11位に位置しておりまして、概ね政令市の比較でいきますと、中ほどに位置をしてございます。

続いて8ページ目でございます。8ページ目は、議員の年間報酬を政令指定都市比較したものでございます。

こちらについては、議長は9位、副議長8位、議員は9位となっております。同様に概ね中ほどに位置してございます。

続いて9ページ目でございます。9ページ目については、政令指定都市における市長、副市長の退職手当の支給額についてまとめたものでございます。

札幌市長の退職手当は、20政令市中13位、副市長については7位となっております。

続いて10ページ目でございます。10ページ目は、消費者物価の関係指標をまとめたものとなっております。

表が二つございますが、上の表が、消費者が購入する商品・サービスの総合的な物価の変動を見る消費者物価指数、下の表は、都道府県庁所在地と政令指定都市の合計52市における平均、こちらを100として、各地域の物価を比較しました消費者物価地域差指数となっております。

次のページにまいります。続いて11ページ目は、民間役員の報酬及び年間賞与の状況につきまして、企業規模及び役位ごとにまとめたものとなっております。

利潤を生み出して、それを経営責任の対価として受け取る民間企業の役員報酬と、地方公共団体の首長が受け取る給与というのは、一概に比較はできるものではございませんけれども、一つの参考としてお示しをしているものでございます。

次のページにまいります。12ページ目は、前回、令和3年に開催をした時の当審議会における答申書を参考として掲載しております。

内容を見ますと、1 市議会議員の議員報酬並びに市長等の給料、こちらについて、据置きという答申内容となっております。

次のページにまいります。13ページ目は、今年の9月20日に行われました人事委員会勧告の概要を掲載しております。

具体的に言いますと、本市職員の給与と民間給与との差を表す公民較差、こちらが2.86%、10,133円で、2(1)給料表に記載をしておりますとおり、若年層に重点を置いて給料月額を引き上げることとされております。

また、期末・勤勉手当についてですけれども、(3)期末・勤勉手当に記載をしておりますとおり、民間の支給割合に見合うように0.1月分の引上げが勧告されております。

なお、本市特別職の期末手当の支給月数は、これまで、国の指定職の支給月数に準じて改定を行ってきております。8月に出されました人事院勧告においては、この指定職の支給月数についても、0.05月分の引上げの勧告がなされております。

これらの勧告を受けまして、一般職、特別職の給与改定の取扱いについて、今後、検討をしていくこととなります。仮に例年どおり、本市人事委員会勧告、国の指定職に準じた改正を行うこととなりますと、一般職については給与の2.86%、ボーナスの0.1月分の引上げによって、年間約20万円程度の引上げ、特別職はボーナスの0.05月分の引上げ等によりまして、年収でいきますと、市長は約11万円、副市長は約9万円、議員は約6万円の引上げとなる見込みでございます。

最後に、14ページ以降についてですけれども、こちらについては関係法令等を掲載したものでございます。

以上、駆け足となりましたけれども、資料の説明とさせていただきます。

ご覧のとおり、市長、副市長の給料、議員報酬については、政令市の比較において中ほどに位置をしております。

また、資料2ページ目のところでご説明をさせていただきましたとおり、一般職の給与改定率累計103.4と、110には至っていない、前回改正の平成4年との比較で差が10%に達していないという状況でございます。

これらのことから、我々事務局といたしましては、特別職の報酬は据置きが適当であると考えており、こちらを事務局案として提示をさせていただきたいと思っております。

私からの説明は以上となります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

6. 審 議

○岸本会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局からご説明いただきました資料につきまして、簡単に整理させていただいた後に、事務局へのご質問を含め、皆様からのご意見を頂戴したいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

まず、今のご説明に対してもう一度説明していただきたいとか、ここがよくわからなかったとかいうところを含めて、ざっくばらんに何かありますでしょうか。

それでは、皆様にご質問事項を考えていただく間に、ちょっと私のほうから確認ですが、特別職の職員の報酬等について、グラフの推移がありますよね。

○事務局（中村勤労課長） 2ページ目ですね。

○岸本会長 これでは平成4年を起点に一般職の方々については増額から減額に転じて、最近また増額に転じているけれども、他方、市長をはじめとする特別職については一切手をつけてこなかったということを示している。

先ほどの確認ですが、110を超えていないからというご説明があったかと思うのですが、その意味をもう一度ご説明いただきたいのですが。

○事務局（中村勤労課長） 従前採用している考え方として、直近の特別職の報酬等の改定の時から比較して、一般職の給料水準が10%以上乖離したときを改定のタイミングとしてきたという経緯があるので、そういう意味で110という言い方をしております。

○岸本会長 要するに、平成4年の時から市長をはじめとする特別職については、平成4年起点の100だったら、ここから改定されずに100のままだと。

それに対して一般職の方々には、平成4年を起点としたときに比べて、107.6をピークに、その後の経済状態の停滞等というところから、一時、98に下がったときもあると。ただ、今また増加に転じて103.4ぐらいまで来ていると。これが110を超えたら特別職の報酬等について改定するというのが従来の慣行なのだけれど、今は103だから、まだ改定には至らないという理解でよろしいですか。

○事務局（中村勤労課長） そのとおりです。

○岸本会長 論点整理したつもりではあるのですが、バブル経済崩壊の平成4年の時を起点にするのもどうなのかという問題が実は前回もあったのですが、なかなか難しい問題です。

あと、この110という数値はどこから来ているのですか。

○事務局（中村勤労課長） 決めの問題なのですが、参考にしているのは、北海道の報酬等審議会でも同じ考え方を採用しているというのがあります。

平成4年と、あと遡ると昭和63年と、だいぶ昔の話ですが、その時も同じ考え方で改定ということになっていました。そういったところを踏襲しているものでございます。

○岸本会長 いまの点を含め、委員の皆様いかがでしょうか。

○大槻委員 ちょっと質問があるのですが、5ページのところで、他市で改定していると

ころがありますよね。例えば上げているところで大阪、横浜とか、千葉は1回下げて上げているのかな。これは何か大きな理由があって上げ下げしているのか、もし何か他市が改定を行っている理由がわかれば教えていただきたい。

○事務局（中村勤労課長） その理由というところまでは、詳細に確認しているものはありません。

○谷口委員 大阪市は、退職金を給与に含めるような改定をしたとき、上げたのではなかったですかね。

○事務局（中村勤労課長） 大阪市については、今おっしゃっていただいたとおり、退職手当そのものを廃止した経緯がありまして、廃止した時に、退職手当の相当額を給料のほうに組み入れたということがありました。ありがとうございます。

○岸本会長 ちょうど今、ご指摘いただいた他都市との比較を見てみると、実は毎回なのですが、いわゆる大都市と言われる政令指定都市と比べたときに、静岡、浜松、新潟、岡山、相模原、熊本というのは、人口70万で合併をしたときには政令市に指定するよという合併促進の時に政令市になった、したがって、人口規模からすると大体70、80万という都市ですよ。

それに対しまして、大阪とか名古屋とか横浜とかは人口200万を超えていて、しかも産業集積度という意味からするならば、製造業等がかなり集積している、予算規模もかなり大きい都市です。

これらに対して人口だけで比べるわけにはちょっといかなくて、札幌は人口が多いのだけれども、市内総生産額だとか、あるいは市民一人当たりの所得だとかいうことから考えてみると、人口規模が大きいから必ずしもそれに合わせた報酬額にする、というわけにはいかないところはあると思います。

予算規模だとか、その都市の地域における位置づけという観点から、札幌とよく似た都市機能を担っているのは、東北地方であれば仙台、中・四国地方であれば広島、九州地方であれば福岡であると。そのあたりを見ると、人口規模というものも、10、20万の違いはあるけれども大体似通っていて、市の果たす機能というものもよく似通っているというところでは。

それからすると、客観的事実として見るならば、札幌、仙台、広島、福岡で比べてみたときに、唯一札幌だけが、市長の給与が130万円に達していません。

だからその意味では、前回の審議会でも、あるいは過去の記録を見てもわかるのです

が、札幌の市長をはじめとする特別職の月額給与というのは必ずしも高い方ではないということが言えるかと思えます。

問題は、今回も事務局案にあったように、今の物価上昇だとか、それから一般職の方々の給料を近年ちょっと上げているという状況の中で、あえて据え置くという方法を維持するか。ここの部分を、今回どうするかという問題と、それから将来的な議論も交えながら、原案を議論したいと思っているのですが、このあたりいかがでしょうか。

何となく見ていると、年代ごとに札幌市の全体における給与というのは順位的にはこれまで下がってきたという、そういう理解でよろしいですね。平成4年から全くいじっていないわけですから。どんどん相対的に順位が下がってきて、絶対的な金額の上でも落ちるかという高い方ではない。

ただ、先ほど申し上げた 103 とか 110 といった指数からすると、今回は、従来の慣例からするならば、まだ据置きだという形になるわけですが、どうでしょうか。

市の一般職の方々の給与については、直近でまた若干上昇するというのがありますか。確か、国家公務員の場合は引上げの人事院勧告がなされていたかと思えます。例えば子育て世代のほうに手厚くというような、そういう政策的な勧告が行われることがありますので、全ての年代層でというわけではないとは思いますが。市の一般職の方々についても、今年あるいは来年、そういう動きというのはあるのでしょうか。

○事務局（中村勤労課長） 資料の2ページ目に、表とグラフで記載していますが、一番右側の令和6年のところで、今年の9月20日に出された人事委員会勧告を踏まえて改定をしたならば、103.4という指数になるだろうという試算をしております。

○岸本会長 ほんの1、2か月前の勧告を受けて、そのまま改定すれば103になると。

○事務局（中村勤労課長） はい。通常、勧告に基づく改定は、4月に遡ってプラス改定することになりますので、令和6年の数字は、この先、条例改正がなされれば、この水準になるという数字です。

○岸本会長 これは平均の金額にすると大体どのぐらい上がるのでしょうか。当然、これは我々の審議の対象ではないので、これの善し悪しを議論するためではなくて、どのぐらい引き上げられるかというところを踏まえた上で、特別職のほうも議論したいという趣旨です。

○事務局（中村勤労課長） 平均でいきますと月例給で2.86%、ボーナスで0.1月分の引上げによって、年間約20万円のプラスになります。

○岸本会長 わかりました。それを踏まえていかがでしょうか。一番重要なのは、2ページ目と、それから5ページ目でしょうか。

○大槻委員 事務局からあった現行据置きというのは、全体を見ると一番落ち着くところがあるのかなと。たぶん各都市の財政の健全性ですとか、いわゆるその地域の平均の所得レベルを見たときに決して北海道は高くはないので、他市と比較して、高いか安いかということはあまり一概には言えないかなということで、今回の事務局の案でよろしいかなと思います。

前回は委員として出席していて、同じような意見があるのですが、民間と比べてやはり市長とその他特別職との給与差がちょっと小さいかと。市長は選挙で選ばれて、かつ、会社で言えば代表権を持つトップということの責任の重さとか、色々な環境や条件を見たときに、この給与差は少し小さいのかなと思うので、どこかで見直す機会があれば。

過去の資料を見ると、若干そのあたりは是正されているところもありますし、どのあたりが妥当かという明確な物差しまでは持っておりませんが、もう少し見直しがあってもよいのかなというのは、意見としてあります。

○岸本会長 特別職は同じ特別職だけれど、市長とその他の特別職との間の差が、一般民間企業の場合の傾向に比べると小さいということですね。

○大槻委員 我が社で見てもそうかなという。他の会社の実態をよく理解しているわけではないのですけれども。

○岸本会長 今のご意見は、市長を含めて、今回、給与を大幅にアップするかどうかは別にして、今後考えていくときに、市長とそれ以外の特別職の給与とで、あまりにも格差がなさすぎるところを是正することも視野に入れるべきであるというご意見でよろしいですか。

○大槻委員 そうですね。金額の多寡については、色々な考え方がありますけれど。

○岸本会長 今の大槻委員のご意見を含め、何かご意見ございますでしょうか。

○間瀬委員 今、大槻委員がおっしゃったように、札幌市長の立場を考えると、道庁所在地であり、市の抱えている課題が色々大きい中で、より有為な方に市長になっていただくには、他市と横並びどころか、上乘せした報酬としてもよいのではないかと。その分、優秀な方に市長になっていただきたいという思いがあります。

現在でも非常に、職務の忙しさ、重要性を感じておりますので、市長においては、他市との横並びとは別に、札幌市民の期待として、もう少し上乘せした報酬を渡してもよいの

ではないかなという気はいたします。

○岸本会長 難しいところですね。では、いくら上げるかというところも、市民一人当たりの所得額等も考えながら、仮に上げるにしても、いつのタイミングでいくら幅で上げるのか。そのときには、大槻委員がおっしゃった市長と他の特別職の方々の責任の性質あるいは重み等を踏まえて、どのぐらいの開きであれば、市民の方々の理解を得られるかという部分も睨みながら、具体的な数値を出していかなければならないので。

毎回意見が出るのですが、単純に他都市と比べてよいわけでないのは重々わかった上で、必ずしも現在の給料は高くはないかなと。

他方、今、間瀬委員がおっしゃいましたように市長の果たすべき責任あるいは現実に果たしておられる責任というものを考えると、どうしたものかという議論になるわけです。

○段林委員 資料を見させていただきましたが、結論としては据置きがよろしいのかなという印象は受けました。

確かに人口係数で言いますと4位であるというところで、報酬額の順位がやや低い印象は受けてはおります。ただ、一応、政令指定都市の平均的なところにまだ収まっているというところと、これまでの経過として、ずっと慣例なのでしょうけれども110で続けてきたというところがありますし、選挙で選ばれている方の報酬ですので、予測可能性とか安定性というのは一定程度重視されるべきなのかなとは考えておまして、その点を総合すると据置きがよろしいのかなと思いました。

今年度から急に変わるという、そこまでの事情がまだ生じていないのかなという印象で、確かに110にこだわる必要はないのだろうなとは思いますが、まだやはりその平均的なところに収まっているというところで、総合的に見ると据置きがよろしいのかなと思いました。

○岸本会長 ありがとうございます。確かに今おっしゃられたように、110にこだわらないとは言っても、指数が103というタイミングで、直ちにそれを反映する形で、特別職の報酬を引き上げるべきなのかと。今後その可能性は残しながらも、後の経済状況等も踏まえ、当然のことながら定期的に見直しを行っていくという考えで、今回は、原案どおり据え置くという判断も十分あり得るかと思うのですが、皆様いかがでしょうか。

○段林委員 補足しますと、前回改定されて以降、平成13年に一度107になっていまして、今が最高値ではありません。平成13年に改定しなかったのに、今、改定することについて、その理由と申しますか、なかなか市民への説明が難しいところがあるのかなと思

っております、その点が少し気になったところです。

○岸本会長 今ご指摘の平成13年に107までいったときに改定しなかったのは、110までいっていないからなのですが、この時期はいわゆるバブル経済が崩壊した後です。公務員の給与改定について、国の場合は人事院勧告等を踏まえるためにタイムラグが生じていて、バブルが崩壊する前の民間給与とかなり差が開いていたことから、その差を埋めるために公務員給与を上げていったと。他方では、実はバブルが崩壊して景気がどんどん悪くなっていったため、これに合わせるのに、また若干タイムラグがあって下げてきたのではないのかなという、そんな時代背景が見える感じがします。

平成12年というのは2000年だから、この時にはもうかなり市場景気が悪くなっている。そのあたりからもう流石に、ということで落とし始めたのでしょね。

○段林委員 今の103という数字に近いのが平成6年ですかね。そこからずっと一般職が据え置きで来ていたらどうなのか、というのはありますよね。

○岸本会長 わかりました。他にいかがでしょうか。

○大槻委員 7ページのところの退職手当も含めた給与総額も、ちょっと参考にした方がよいのかなと思います。月例給と退職手当で見ると、札幌市は退職手当はそう高い方ではなくて、先ほど会長が挙げられた広島、福岡、仙台は退職手当も札幌市より少し高いという、このあたりをどう見るか。退職手当の決め方もあるのでしょうか。

○岸本会長 支給割合が9ページ目になりますかね。給与月額×在職月数×支給割合という、この計算式ですね。これで見ると、やはり他都市より安いということになるのでしょうか。

ただ、今回は、この計算式による退職手当の具体的な金額から、その元になる給料月額を引き上げるか、据え置くかを判断する、例えば、この退職手当の計算式を踏まえて、給料月額を15,000円上げるとか、22,800円上げるとか、そういう議論ではありません。給料月額を上げるとするならばどうするかというのは、次の段階の話になってくるわけで、まずは給料月額の据置きという原案につきまして、皆様いかがでしょうか。

○坂本委員 結論から言うと私も据置きが妥当かなと思います。

近年、庶民感覚でいうと特に物価も上がり、私は連合から来ているのですが、世の中、賃金も上がるのです。

そのような世の中の機運もあって、今年は全国の平均で5%以上の賃上げがあって、また来年についても、もちろん上乘せを求めるといったことになると思うので、正直に言う

と、連動とは言いませんけれども、特別職の方についてもある程度そういった部分を考慮する必要はあるかなと思いますので、10%という根拠に基づく判断はなかなか難しいなと。

ただ、その10%を覆す根拠も今のところは難しいのかなということを見ると、やはり据置きかなと。あとは、市を代表する方たちということで考えると、副市長以外については選挙で選ばれた方たちです。今、国で政治とお金の問題もあって、これは報酬と全く別の話ではありますけれど、市民感情もそこには若干ついてくるのかなと考えると、この時点では据置きが妥当かなと思います。これから一般職の給与が上がって行って、先ほどの指数が110とかに達した時点で、改定額や改定率というところを改めて検討するのがよいかと思います。以上です。

○岸本会長 ありがとうございます。

○渡辺委員 札幌消費者協会の渡辺です。私は消費者の立場で活動しております。

昨今の国会議員の裏金問題とか、そういうものを含めて元となるものは税金です。国民や市民、例えば札幌市であれば市民の税金です。個人的に言えば、物価高でもありますし、一般的に企業でも賃上げという流れもありますので、特別職についても上げられたらよいのかなと思いますが、市民感情としては、やはり皆さん苦しい思いをされていて、例えば、賃金や年金が少し上がったとしても、物価高に追いつかないという状況の中で、自分たちの税金がどのように使われているかを皆さんシビアに見ていますので、やはり据置きということで、市民の理解が得られるような考え方をさせていただきたいと思っております。

○谷口委員 私は段林委員のご意見に賛成です。先ほど市長と副市長の給料の差額が小さい、というお話がありましたが、先ほどご提示のあった7ページの退職手当を入れた差額を見れば、それほど差がないわけではないと思います。

逆に、一般職の給与が平成4年からほとんど上がっていないというか、30年間変わらないということのほうが、少し驚くところです。

その状況の中で、職員の方の給与が10%上がったタイミングで特別職の方の給与のアップを考えるとという基準は、ある程度の合理性はあるのではないかと私は思います。ですから、今上げるということには賛成はせず、据置きという考え方に賛成します。

○岸本会長 今、全ての委員の皆様のご意見が出揃ったわけですが、他に意見がないようでしたら、据置きという形で、当委員会の結論をまとめさせていただきますが、

よろしいでしょうか。

[委員の同意あり]

○岸本会長 それでは、これは全員一致でよろしいですね。

[委員の同意あり]

○岸本会長 それでは、据置き案に反対意見はないということで、今後、手続きを進めさせていただきたいと思います。答申案は今の議論を踏まえた上で、事務局で文案を作成していただいた後、皆様方にその文案をご確認いただいた上で、市長に対し、年内に答申を行いたいと考えております。

答申書の手交に際しましては会長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○岸本会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

この度は活発な議論を踏まえた上で、結論の一致を見ました。円滑な会議の進行にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

7. 閉 会

○事務局（保木職員部長） 本日は大変お忙しいところ、皆様にご出席いただきまして、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、札幌市特別職報酬等審議会を終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。